

2015年9月11日

バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書「銀行勘定の金利リスク」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）から提示された市中協議文書「銀行勘定の金利リスク」に対して、コメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。また、銀行勘定の金利リスクに関する適正な管理・モニタリング方法に係る多様な意見があることを理解したうえで、二つの選択肢を提案する慎重なアプローチを採用した点についても、BCBSに感謝の意を表したい。

本件が検討されるにあたり、我々は以下のコメントがBCBSにおけるさらなる作業の助けとなることを期待する。

【総論】

銀行勘定の金利リスク（IRRBB）は、内部モデルを用いた第2の柱による管理が最も適切である。

本市中協議文書で提案されている第1の柱による機械的な資本賦課による銀行勘定の金利リスクの管理は、各国・各銀行のリスクプロファイルの違いに応じた適切な管理とはならないおそれが大きく、内部モデル手法を用いた場合であっても、銀行の資金供給機能および満期変換機能を阻害するおそれ等があり、妥当ではない。また、国ごと・銀行ごとにB/S構造やALM運営、顧客の行動が異なることを踏まえると、銀行勘定の金利リスクは内部モデルにもとづく各行のリスクプロファイルに応じた管理が適切であり、標準的手法による「one-size-fits-all」のアプローチでの規制枠組みは適切ではない。

各銀行におけるリスクプロファイルは大きく異なり、預金基盤の安定性や預貸バランス¹等によって銀行勘定の金利リスクの適正な管理・モニタリングの方法とプロセスは大きく異なる。こうした背景から、本邦においては、第2の柱の下、それぞれのリスクプロファイルを踏まえ様々な金利ショック・シナリオを前提に金利リスク量を計測し、十分な自己資本を確保していることを監督当局が検証し、自己資本が不十分であれば是正措置が命ぜられる枠組みが有効に機能している。実際に、近年の世界的な低金利環境を受けて、邦銀各行における銀行勘定の金利リスクに係る管理の重要性は増しており、第2の柱の下、各銀行の業務の特性に応じた適切な内部リスク管理の枠組みと各種ストレステストを通じ、金利上昇に備えた適切な自己資本を確保している。

銀行勘定の金利リスクは、信用リスクと並び金融取引全般に広く密接に関連するリ

¹ 日本の「銀行等」（国内銀行、在日外銀、農林水産金融機関、中小企業金融機関等）の預貸バランスは大幅な預金超過である。（2015年3月末：貸出金706兆円、預金1,323兆円（出典：日本銀行 資金循環統計））

スクであるがゆえ、グローバルに規制をかける場合、銀行の顧客に与える影響や債券市場に与える影響を含め、社会経済に与える影響を慎重に見極めたうえでの、マクロプルーデンスの観点からの配慮が重要であり、本件市中協議案が、監督当局の意図せぬ形で銀行のビジネスモデルや実体経済、顧客等に悪影響を与えないよう、各種規制との相互影響も踏まえ慎重な議論が必要である。

1. 銀行勘定の金利リスクに対して第1の柱による資本賦課を課すべきではない

第1の柱による機械的な資本賦課による銀行勘定の金利リスクの管理は、各国・各銀行のリスクプロファイルの違いに応じた適切な管理とはならないおそれが大きく、内部モデル手法を用いた場合であっても、以下に述べるように、銀行の資金供給機能および満期変換機能を阻害するおそれ等があり、妥当ではない。

(1) 資金供給機能および満期変換機能への影響、顧客への影響

銀行は、銀行勘定を通じた資金供給機能および満期変換機能という重要な経済機能を担っている。具体的には、銀行勘定を通じて短期が中心である預金による調達を企業の長期の設備資金等に振り向けること、すなわち、安定的かつ円滑な資金供給機能および満期変換機能こそ銀行の本源的な機能である。特に、商業銀行は信頼に足る資金決済機能と安心安全な預金運用先として期待される一方、安定的な預金基盤を裏付けに、銀行勘定を通じて、社会インフラ整備に向けた資金や住宅ローン等の長期の貸出に資金を持続的に供給することが期待される。

銀行勘定の金利リスクに対してトレーディング勘定と同様に第1の柱によって規制資本を賦課すると、過度に保守的に銀行に自己資本の積上げを求めることとなる。これは、ストレス環境下においてもポジション継続が期待される銀行勘定の本源的な機能を大きく制約し、銀行勘定でもストレス時に機動的にアセットを縮小することによって必要資本額をコントロールするインセンティブが増加するおそれがある。特に、安定的なリテール預金を基盤に満期変換機能の役割を担ってきた商業銀行ほど、追加的な資本の積上げが必要となる可能性が高く、これら商業銀行の多くが中小企業向け貸出の受け皿ともなっている実態を踏まえると、第1の柱を選択する場合は、中小企業への資金供給を抑制する要因となる可能性があり、実体経済に対する甚大な影響が懸念される。

また、第1の柱が導入されることにより、銀行は保有する資産のデュレーションを短期化し、負債のデュレーションを長期化するインセンティブが生じる。その結果、アセット収益の低下と調達コストの増加による銀行収益（金利収支）の低下を招き、これを補うため、例えば金利デリバティブを提供するコストの上昇や預金レートを低下させ、コストを顧客へ転嫁することで対処することも想定される。

加えて、本件市中協議の背景として、トレーディング勘定とバンキング勘定の間での規制裁定の抑止が挙げられているが、すでに協議されているトレーディング勘定の抜本的見直しにより、両勘定間の裁定の可能性は著しく低下するため、当該観点は第1の柱による資本賦課を求める理由にはならない点も併せて強く主張したい。

(2) 金融市場への影響、シクリカリティの増大

銀行勘定の金利リスクに対する第1の柱の導入は、資本賦課の前提となる各種パラメーターや金利シナリオ前提に対してキャップやフロアが設定される結果、実体経済からかい離れた前提にもとづくポートフォリオリバランスや過度に保守的な資本を機械的に求める可能性がある。この結果、例えば、短期債券保有のインセンティブおよび長期債券保有のディスインセンティブに起因する市場の歪みや銀行行動の均一化に起因するシクリカリティの増大やさらなる債券市場の流動性低下を招き、特に長期債券市場における社債発行やポートフォリオの組換えを機動的かつ効率的に執行することが阻害されることにより、発行体と投資家双方の市場参加者への不利益や悪影響が懸念される。この影響は、標準的手法にもとづく第1の柱を全ての銀行に一律に適用する場合には、さらに各銀行のビジネス戦略が同一方向に収斂するリスクが高まり、市場の歪みやシクリカリティが一層増幅される。

本来、リスク選好度（リスク許容度）は主体によって「ずれ」があることで、ストレス状態であっても市場取引は成立するものである。しかしながら、例えば、共通の指標による機械的なロスカットルールが強制され、金利上昇時に金利リスク量を抑制するために銀行が一斉に長期資産を手放すと、さらなる金利上昇やシクリカリティの増幅に繋がり、市場混乱を助長させる。

また、銀行の金利リスクへのアペタイトが制約される結果、銀行以外の適切な金融監督の制約を受けない、いわゆるシャドバンキングエンティティによって代替が進む可能性があり、意図せざるシステムリスクが蓄積されるおそれもある。銀行に代替する市場型金融（market-based finance）が十分に育っていない国々では、顧客に十分な代替調達の実選択肢がないことや市場参加者へ適切なヘッジ手段を提供可能な受け皿がないなど、顧客への悪影響に加え金融市場の脆弱性を増幅するおそれがある。

日本においては、個人の預金選好が根強く、民間貯蓄をもとに銀行セクターが政府部門を含む実体経済へ資金を供給する構造にあり、債券保有による資金供給に伴う金利リスクについて第2の柱の下で特にきめ細かな管理を行ってきた。第1の柱が導入され、保守的な資本保持が必要となると、銀行は債券保有に対し慎重になる結果、日本の市場構造に応じた金融仲介機能を果たせずに金融市場が不安定化するおそれがある。金融緩和政策の転換に向け、今後、中央銀行による資産買入が徐々に縮小すると考えられる中、債券市場の需給と価格面への影響が増幅されることも懸念され、金融緩和の出口戦略への制約要因となるおそれもある。

上述のとおり、ストレス時にもポジションを継続し、シクリカリティを抑える「緩衝材」の役割こそ銀行勘定の重要な役割であり、その役割を抑制する不利益と過度に保守的な資本積上げを求めることの便益は、確りと比較検証されなければならない。

2. 銀行勘定の金利リスクの標準的手法による測定は馴染まない

国ごと・銀行ごとにB/S構造やALM運営、顧客の行動が異なることを踏まえると、

銀行勘定の金利リスクは内部モデルにもとづく各行のリスクプロファイルに応じた管理が適切であり、標準的手法による「one-size-fits-all」のアプローチでの規制枠組みは適切ではない。

(1) 銀行勘定の金利リスクの性質の多様性

貸出・市場運用のビジネスモデルは、各国金融機関の商慣行によって大きく異なる。例えば、普通預金など期日の定めのない預金の粘着性や顧客の金利感応度、定期預金や住宅ローンの期日前解約・期日前返済リスクは国により異なり、ビジネスモデルや商品特性は、国ごとの金融市場構造や規制にも依存する。したがって、銀行勘定の金利リスクの性質は多様であり、標準的手法による計測には馴染まず、各銀行は自行のビジネスモデルや商品特性に則した内部モデル方式により金利リスクを把握することこそ適切である。

こうした観点から、監督当局においては、局所最適な観点からの定型的な指標による比較可能性よりも、全体最適な観点からの、非定型的な監督・検証プロセスを重視すべきである。加えて、足許の技術革新や金融市場を取り巻く変化は過去と比較して相当に早く、画一的で細かく規定された方法は直ぐに時代遅れとなり、そうした方法による管理は却って危機を増幅するおそれがある点を勘案し、各国監督当局が機動的かつ柔軟に裁量をもって対応が可能な枠組みが確保されることが望ましい。

(2) 金利リスクの過大/過小な評価につながるおそれ

各国の金利環境が異なる中、市中金利が低金利/高金利の場合、金利ショック量、ひいては賦課される自己資本はフロア・キャップといった外生的な数値に依存することになる。結果として、実際のリスク量を過大/過小評価することにつながり、金利リスクを正確に測定するという本来の目的が達せられず、不正確なリスク計測が顧客サービスの悪化という意図せざる結果を招くおそれがある。

銀行は従来、コア預金や住宅ローンの期日前返済など、自行の顧客特性に応じた内部モデルを構築し、計測された金利リスクに対してヘッジや運用を行ってきた。今回の市中協議文書で提案された手法（主としてコア預金）は、制約・要件が保守的かつ画一的であるため、共通尺度としての意義は認められるものの、内部管理により計測される実態との乖離が懸念される。

銀行の金利リスクの実態を反映できない標準的手法による算定結果を参照しても、銀行間の整合性・透明性・比較可能性は向上せず、銀行の資本の適切性に対する市場の信頼や国際的に公正な競争条件の確保の促進は図られない。また、標準的手法がリスク量を計測する際に実質的にフロアとなる場合、内部モデルや内部管理態勢の高度化に対する銀行のインセンティブを阻害することになる。

(3) 各業態の社会的意義への配慮の重要性

バーゼル銀行規制の対象となる金融機関の業態は多様であり、業態毎に社会的意義が異なる。銀行勘定の金利リスクにかかる規制が各業態のビジネスモデルに与える影響も非常に大きい。預金にかかる取扱いは、その典型でもある。規制の導入にあたっ

ては、業態毎の社会的意義にも十分配慮した、木目の細かい対応が可能な枠組みとするよう監督当局にはお願いしたい。また、預金者の行動特性、法令・制度は国によって異なるため、預金の金利リスク計測にかかる前提等は、各国監督当局に実態に即した柔軟な裁量が施せるよう設計されるべきである。

3. 内部モデルを用いた第2の柱による銀行勘定の金利リスク管理が適切

上述のとおり、①銀行勘定の金利リスクに対する第1の柱による資本賦課は銀行の資金供給機能および満期変換機能を阻害するおそれがあること、②監督当局の意図せぬ形で商業銀行のビジネスモデルや実体経済、顧客に悪影響を与えるおそれがあること、③銀行勘定の金利リスクの性質は多様であり、標準的手法による計測は馴染まないこと等を踏まえると、監督当局との対話を通じて、内部モデルにもとづく第2の柱の規制枠組みの下で、適切な資本を確保し、金利上昇に備えることが適当である。

銀行勘定の金利リスクは、第2の柱におけるアウトライヤーテストと自己資本充実度評価で適切に管理可能であり、各国監督当局は、銀行の顧客宛資金供給機能を制約しないように当局裁量の下、適切な管理を行うべき。また、銀行勘定の金利リスクの多様性に鑑みると、各国監督当局の裁量にかかる制約要件は最低限とするべきである。

(1) 第2の柱案の改善提案

(a) IRRBBに係る原則1・原則9

クレジットスプレッドリスク (CSRBB) について、具体的な定義、対象商品、計測・特定・管理方法が定かでなく、これまで十分な議論もなされていないと認識している。今回の市中協議と別に検討すべきであり、本市中協議文書の記載からは削除すべきである。

(b) IRRBBに係る原則4

経済価値アプローチ (EVE)、収益アプローチ (NII) について規制上の6つの金利シナリオ、内部管理上の金利シナリオ、その他監督当局より求められているが、過度な管理とならないよう、可能な限り規制と一般的に行われている内部管理の手法の整合性をとるべき。

また、より実態に即したコア預金の内部モデルの適用、センシティブティによる経済価値変動リスク (EVE) 影響額算出等を認めていただきたい。規制上把握される金利リスクと内部管理上把握される金利リスクに差異が生じることは望ましくない。

(c) IRRBBに係る原則8

①標準的手法による金利リスク量の計測・報告・開示に反対

標準的手法では各銀行の金利リスクの実態を適切に計測出来ず、標準的手法による計測・報告・開示は誤ったリスク認識につながりかねない。リスクの実態を適切に反映しない計測結果を開示することにより、市場参加者へ誤ったメッセージを発信するおそれがある (例：外部者が、内部モデルと標準的手法の計量結果の差異に着目し、

標準的手法が正しいと考え、内部モデルの信憑性が低いと判断した結果、標準的手法の結果のみ重視する等)。

また、開示すべき理由として、「銀行間の比較可能性を高めるため(原則8)」とあるが、内部モデル採用行にとってリスクの実態を反映しない標準的手法の計測結果を比較することの意義は小さい。また、標準的手法の結果を開示した場合、投資家などからはその結果で評価され、実質的に第1の柱による資本賦課と同様の影響をもたらしかねない。

銀行勘定の金利リスクは多様であり、画一的な標準的手法により計測された金利リスクの開示には馴染まないため、各行の多様性を反映した内部管理手法による計測結果と計測前提の開示を充実させることで、各金融機関の金利リスクの適切な把握や比較が可能となる。開示は定型様式・要件を定めるのではなく、むしろ、各金融機関の裁量に委ね、市場との対話を通じた自主的な開示の改善取組みを促すべきである。また、標準的手法は、内部モデルが使用できない金融機関のバックストップの位置付けに留めるべきである。

②内部モデルと標準的手法を平行ランする負担

内部モデルとともに標準的手法の計測・報告・開示を行うためには、システム開発や態勢整備が必要となり、適用後の実務作業においても過大な負荷が掛かる。内部管理に活用できない計測値のために、計測・報告・開示するための体制を構築する負担は回避されるべきである。

③アウトライヤー値の計算式

市中協議文書 P51 の表 15 のフォーマットは、アウトライヤー比率を示唆する、「 \triangleleft EVE/CET1」「 \triangleleft NII/NII」等の数値入力を求めるようになっているが、アウトライヤー比率の分子は、 \triangleleft EVE+NII とすることが合理的と考える。

(d) IRRBB に係る原則 10

標準的手法によるリスク量の計測・報告に反対する。各銀行の実態を適切に反映出来ない標準的手法によるリスク量の計測は意味がない。標準的手法は内部モデルが使用できない金融機関のバックストップの位置付けに留めるべきである。

(e) IRRBB に係る原則 11

内部モデルのパラメーターに対する各国監督当局による制約は限定的とすべき。例えば、コア預金の設定のパラメーターとなる預金の安定預金率、金利連動率については、自国通貨とそれ以外、また預金者の行動特性等により大きく異なることから、一律の制約には適さない。

(f) IRRBB に係る原則 12

アウトライヤーの分子は \triangleleft EVE ではなく、 \triangleleft EVE+NII にするべきである。ストレス時にも顧客宛資金供給機能の継続が期待される商業銀行の銀行勘定の金利リスクにつき、継続価値である NII の水準をベースに、NII で捉えきれない将来の含み損益の

変動（ Δ EVE）を加えることが適切である。

なお、監督当局には、市場における対象資産の市場流動性もしくはリスクヘッジの
アベイラビリティの違いや、顧客へ提供する商品毎の特性により適用金利の変更を機
動的に実施できるかの違いといった、金利リスク管理の実行性（manageability）に
よって、同じアウトライヤー値であっても意味合いが異なることを念頭に置いていた
だきたい。

4. 導入時期

規制の導入に当たっては、十分な移行期間を設けるべきである。

以 上

(付属文書) 銀行勘定の金利リスク計測上の技術的な論点について

注：市中協議文書 P. 2 に記載されている(i)-(vi)の論点に言及しているため、第1の柱案の標準的手法に対するコメントおよび代替案も含まれているが、国際的な議論に資することを目的とするものであり、第1の柱案を支持することは意味しない。

(1) 技術的な論点、特に行動的オプション、期間収益手法、ベースス・リスクに係るアプローチ

(a) 行動的オプション

行動的オプションを考慮する対象として、定期預金、償還リスクのある定期預金、期限前返済リスクのある固定金利型ローン、固定金利型ローンコミットメントが挙げられているが、それら以外にも行動的オプションを有している商品は存在する。期限前返済リスクのある固定金利型ローンを裏付資産とした証券化商品や事実上、上限金利に張り付いて固定金利貸出のようになっている消費者ローン等は対象範囲に該当するか明確化いただきたい。また、固定金利型ローンコミットメントの引き出し後の返済キャッシュフローも計測対象とすべきか明確化いただきたい。

(b) NII の計算

NII 計算時の資産・負債のロールに関して、ロールを認めないと思われる記述(P. 31)、ロールを行うと思われる記述 (P. 59) の双方があり、同一商品のロールは認めていただくよう明確化いただきたい。

P. 31 において、「金利改定条件、ないしは新規業務・将来の生成に係る情報は含まれていない。したがって、NII アプローチでは、銀行の将来の業務に関する仮定は無視する」とされている。一方で、P. 59 では、現在保有する資産・負債が全てロールされるという前提が置かれている。

満期が到来した商品につき、同一と看做せる商品でのロールは認めていただきたい。同一条件のロールには銀行の戦略等は反映されておらず恣意性は排除されており、合理的なものと考えられる。

(c) NII 計算時の計測期間

P. 31 で未定義となっている NII 計算時の計測期間 T について明確化いただきたい。例えば、銀行実務における事業計画策定等を考慮した期間（6か月、1年等）が妥当と考えられる。

(d) ベースス・リスク

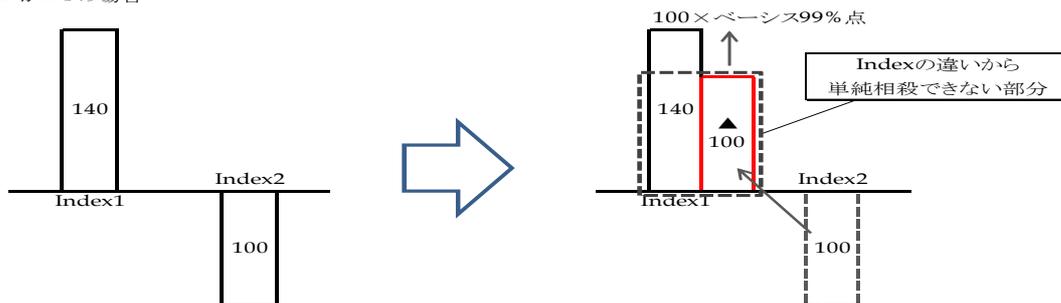
銀行実務ではシステム内にて参照金利あるいは金利改定頻度に応じたキャッシュフローを作成し、同キャッシュフローから NII を算出しており、計測している NII にベースス・リスクが織り込まれている為、ベースス・リスクのアドオンは不要と考え

る。

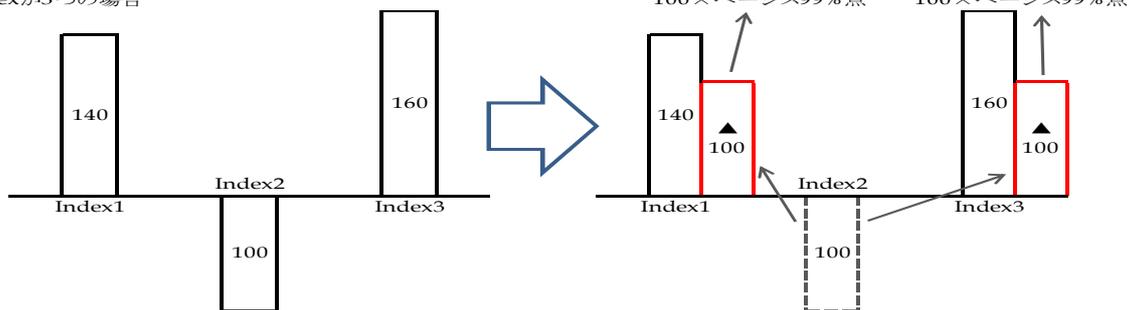
ベースス・リスクを考慮する場合においても、金利毎のベースス・スプレッドの影響によって期間収益が増加するケースも考えられるため、損失サイドのみでなく収益サイドも計算できる式に修正すべき。

さらに、ベースス・リスクの定義式について、市中協議文書では異なる参照金利に対応する Notional のうち、符号の異なるすべての組合せに対して、Basis99%点をベースス・リスクとして計上することになる。

Indexが2つの場合



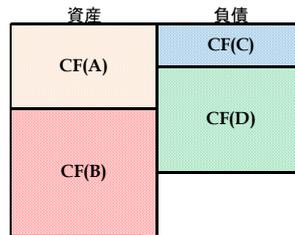
Indexが3つの場合



3つ以上の参照金利が存在する場合には保守的なものとなる為、以下の方法を一例として提案する。

資産	負債	資産	負債	資産	負債	資産	負債
運用CF	調達CF	運用CF	調達CF	運用CF	調達CF	運用CF	調達CF
CF(A)					CF(C)		
		CF(B)					CF(D)

- ① 同じ参照金利の運用サイドのキャッシュフロー（以下、CF）と調達サイドのCFを相殺する。
- ② ネットされた運用CFと調達CFのペアを作り、各ペアのベースス・リスクの合計を算出する。



また、p. 32 の $HS_{rrx,rry}^c$ 、および p. 33 の $HS_{rr,rfx,rfy}^c$ の定義につき以下の問題が存在する。

- ① 移動平均を取る意味はないと思われる。
- ② 「99%点」は上側か下側か定義されていない。
- ③ 現在の定義では「ペア間の金利差」を算出することとされている。この定義によると、恒常的に一定の金利差で推移しているような金利ペア間において、ベース・リスクが過大に計測される場合もある。

そこで、定義につき以下のようにすべきである。

- ① 移動平均は取らないこととすべき。
- ② 「99%点」の定義を明確化すべき（「上側」、「下側」、「両側 99%を取って両サイドの値を按分」等の選択肢が考えられる）。
- ③ 「ペア間の金利差」の「一定期間における変化幅」のパーセント点とすべき。

(2) 標準化されたリスクパラメータの特定と評価および自行推計リスクパラメータの制限

(a) コア預金

コア預金の最長満期、安定預金率、追随率等は、国や通貨、預金者の行動特性等に違いがあるため、標準的手法によるパラメーターやその上限・下限の一律の定量化は困難である。特にコア預金の最長満期が6年以下と定められているが、本邦では、個人の預金選好が根強いという預金者行動特性もあり、過去分析等により計算される内部モデル結果と乖離している（邦銀内部モデルでは最長満期を10年以上に設定しているところもある）。また、追随率のフロアに関して、特に法人預金に関しては過去の市場金利と流動性預金金利の関係や無利息の決済性預金の影響を考慮すると、フロア水準が実勢対比で高く設定されていると思われる。特に無利息の決済性預金が太宗を占める銀行ほど提案されているフロアを大幅に下回る可能性が高い。

コア預金は、各国における預金者の行動特性、各行の顧客基盤や預金運営方針によって異なる特性を持つと考えられ、一律のパラメーターで制約を設けるのではなく、内部モデルによって推定されることが、より正確な金利リスクの計量を可能にすると思料する。内部モデル方式の採用・許容を含め、モデル、パラメーター、制約条件について、定量的影響度調査（QIS）の結果を踏まえて、慎重に検討すべき。

例えば、コア預金認定に関し、内部モデルの各国監督当局の承認を前提として、コア預金の最長満期、認定対象預金等の裁量を広く認めるべきである。

(b) 流動性預金にかかる transactional/non-transactional の区分

コア預金推計手法のうち、transactional/non-transactional の区分は、安定預金率の上限や金利連動率に適用すべきでない。リテール預金を transactional/non-transactional の区分で管理するのは LCR 規制のみであり、金利リスク管理（内部管理）の実務上も区分管理していない。

(3) 定められた金利ショック・シナリオの特定・選定・水準調整

(a) 金利シナリオの作成方法

金利シナリオ作成方法につき、解釈の誤認防止、統一化のため、記載の詳細化や計算例の提示を希望する。具体的には以下の点を希望。

- ① 具体的な各シナリオ作成方法。特に P. 15 に 6 シナリオの記載から始まっているが、その直後にショック・パラメーターのシナリオ j として {parallel, short, long} という異なる分類が登場しており不明瞭で誤認を招く記載になっている。
- ② P. 15 の箇条書き 1 について、連続複利ゼロ・クーポン・レートの算出時に求められている、「期間区分 k 毎の平均」の計測の具体例。
- ③ P. 15、脚注 22 の S average の定義の本文中での記載。（現状、定義の記載は無い）
- ④ P. 17 で記載されている「Caps and floors」の第 2 式に金利のゼロフロア制約があるが、（特にマイナス金利における、）ベース・シナリオにおけるゼロフロアの取扱例。現状マイナス金利である場合、金利ダウン・シナリオで、金利が上昇するシナリオとなる可能性がある。
- ⑤ P. 14 の表 2 キャッシュフローの分類において、19 の期間区分が示され、2 年以内を短期、2 年超 7 年以内を中期、7 年超を長期としているが、一方 p. 17 の金利ショック・パラメーターの表 3 では短期・パラレルシフト・長期の別で記載されており誤認を招くおそれがある。金利シナリオ作成の例示とともに、例えば短期と長期の区分は 2 年以内・2 年超とするなど、基準を統一化、明確化すべきである。

(b) 金利ショック・シナリオ

金利シナリオモデルは、金利のベース水準 R 、グローバル・ショック・パラメーター α 、シナリオの期間構造 S を掛けた後、ショック水準のキャップ・フロア処理を行っている。しかし、この作成方法では、キャップ・フロア処理により期間構造 S の機能が活かされず、non-parallel シナリオが適切に表現されない。市中協議文書の方法の代わりに、金利のベース水準 R 、グローバル・ショック・パラメーター α を掛けた値にキャップ・フロア処理を行い、その後、期間構造 S を掛けることで（期間構造 S を掛ける順番を最後にする）、より現実的な金利シナリオの作成が可能となる。

また、そもそも各国・通貨一律で金利ショックのフロアを設けるべきではない。各国・地域/金利水準により、ストレス時の金利変動幅は一様ではないことから、各国・地域の過去のマーケット変動にもとづく計測値とし、現行水準に掛目をを用いる等、金利水準に応じたフロア設定とすべき。

金利シナリオの基本算式は p. 15 第 1 式の定義で問題ないと思うが、「parallel

shock」シナリオ作成時は、金利「変化幅」が一定になる算式へ変更すべき。当該式を用いて「parallel shock」シナリオを作成した場合、金利の「変化率」は一定となるものの、変化幅は現行の金利水準の絶対値に比例してしまい、結果「parallel」な「shock」シナリオが出来上がらない。例えば、「parallel shock シナリオ作成時は、P15 第 1 式右辺の $\dot{R}_c(tk)$ を、19 buckets の平均値を用いる」案があり得る。

(4) 最低所要自己資本の計算方法案の特定、特に経済価値アプローチ(EVE)への収益アプローチ(NII)の勘案、およびシナリオの一貫性に関する原則、通貨の合算方法

(a) NII と NIP

NII からコストを控除した NIP を用いているが、以下の理由からコストを控除することは不適切であり、コストを考慮した NIP ではなく、金利ショック・シナリオにもとづく将来の NII をベースとした適切な指標を継続検討していく必要がある。

- ① リスク量の計測は、同一条件でのロールを前提とした（過去ではなく）金利ショック・シナリオにもとづく将来の NII をベースとすべき。
- ② リスク量にコストを導入すると、コストを削減することでリスク量が減少することになる。一方で、銀行実務においてはコストをかけてリスクを抑制しており、本選択肢は銀行の健全なリスクコントロール活動を妨げかねない。
- ③ コストは適用する会計制度等に依拠しており、各国・各銀行により異なる。
- ④ 預金・貸出等の対顧レートにはコスト分が相応に含まれており、対顧レートベースによる資金収益（NII）にはコストが反映されている。然しながら、対顧レートにどの程度コストを反映するかは銀行毎に異なるものであり、NII からコストを控除した NIP は標準的手法に適さない指標である。

もし、NII にコストの概念を導入するのであれば、EVE から税効果等、自己資本の下落を和らげる要因も考慮することを認めるべき。

また、コストはバンキングのうち資金収益（金利）獲得にかかるコストと考えられる。したがって、例えば、impairment はここでいうコストには含まれるべきではない。コストの定義が曖昧であり、銀行の性質により NII に対する経費の定義も異なり得る。比較可能性の観点からも、NIP ではなく NII の方が好ましい。

(b) NII 変化額と NII 水準

以下の理由から NII 変化額でなく NII 水準そのものを使用すべき。

- ① EVE に関しては評価損益（評価額の増減＝PL 数字そのもの）である一方で、NII に関しては NII 変動額とすると PL 変動額となり、整合がとれない。評価損益（ Δ EVE）＋期間収益（＝NII 水準）とするのが自然である為。
- ② EVE による価値の下落時には、NII の増加分だけではなく、NII そのものが資本バッファとして機能し得るため。
- ③ ストレス時にも顧客宛資金供給機能の継続が期待される商業銀行の銀行勘定の金利リスクにつき、継続価値である NII の水準をベースに、NII で捉えきれない将来

の含み損益の変動（ Δ EVE）を加えることが適切である為。

(c) 自動金利オプション

EVE 計算時の自動金利オプションについて、「ヘッジ目的」については実務に即しネットされた（マクロヘッジ後の）オプション価額の変化を捉え、自動的な金利オプションに係る総リスク計測値（KA0）とすべきである。

また、自動変動金利オプションの具体的な範囲を明記いただきたい。

(d) 異通貨間の金利リスクの合算

所要自己資本計算時における異通貨間の金利リスクの合算は、過去データにもとづいた相関係数を用いるか、仮に相関係数に十分な信を置けないというなら、非対称なパラメーター設定による不合理性を避けるべく、損益通算は相関係数 1 による通算（＝単純合算による損益通算）を認めるべきである。

本市中協議では、異通貨間の金利リスクにかかる損益通算にあたり、利益が出ている通貨については 0.5 以下の掛目（市中協議案では 0.25）を乗じて合算する取扱いとなっている。①利益と損失の通算にあたり掛目に差違を設けることは、銀行の財務運営や統合的リスク管理の実務に照らして妥当なものとは言い難い。銀行の実務に照らすと、ヒストリカルデータにもとづいた相関係数を用いるべきと考える。②トレーディング勘定の抜本的見直しにかかる市中協議では、異種通貨間の金利リスクの合算に相関係数 0.5 が提案されており、現状の市中協議案においては、規制間において整合性を欠いた取扱いになる可能性がある。さらに、③利益と損失の通算にあたり人工的に掛目に差違を設けることは、意図していない不合理な事象を生じさせる可能性がある。以下により市中協議案における掛目の設定が銀行の投融资行動に歪みをもたらし得ることを例示する。

例えば、米国とドイツの金利につき、ほぼ同額かつ逆符号の影響度を有しているポートフォリオ A と、ポートフォリオ A にプロファイルの全く異なる第三の通貨によるエクスポージャーを加えたポートフォリオ B を考える。

各通貨の過去データによる相関とボラティリティによりリスク量を比較すると、ポートフォリオ A の方が明らかにリスク量は小さくなるが、市中協議案においてはポートフォリオ B の方が影響度は小さくなり、資本賦課額も小さいという結果になる。自己資本比率への影響を抑えざるを得ないために、ポートフォリオ A よりもポートフォリオ B を選択する銀行がいてもおかしくはない。規制がこのような歪んだ投融资行動やリスク管理へと銀行を誘導することで、新たな金融危機が招かれる可能性を非常に憂慮する。

異通貨間の金利リスクの合算には、過去データにもとづいた相関係数を用いるか、仮に相関係数に十分な信を置けないというなら、非対称なパラメーター設定による不合理性を避けるべく、損益通算は相関係数 1 による通算（＝単純合算による損益通算）を認めるべきである。

異通貨間の金利リスクの合算例：ポートフォリオ（100bp 感応度額で表現し、金利上昇で利益となるポジションを負で表現）

	米国金利	独国金利	第3国の金利
ポートフォリオ A	▲80	100	0
ポートフォリオ B	▲80	100	▲75

金利ショックシナリオ

	米国金利	独国金利	第3国の金利
2015/5 時点	125bp	100bp	400bp

市中協議案による影響額と分散共分散法によるリスク量

	市中協議案による	分散共分散法 1 σ
ポートフォリオ A	75	28
ポートフォリオ B	0	71

金利の相関係数：米国金利と独国金利 0.84
 米国金利と第三国金利 0.33
 独国金利と第三国金利 0.47

10年金利のボラティリティ；米国金利 62bp，独国金利 49bp，第3国金利 96bp（2000年1月から2014年4月（＝市中協議案で金利ショックを推計したとされる期間）までの日次データを使用し、オーバーラップのある6か月の変化を採用）

第三国の金利：南アフリカランドの金利

（市中協議案による計算）

$$\text{ポートフォリオ A} = -80 \times 125 / 100 \times 0.25 + 100 \times 100 / 100 = 75$$

$$\text{ポートフォリオ B} = (-80 \times 125 / 100 - 75 \times 400 / 100) \times 0.25 + 100 \times 100 / 100 = 0$$

（分散共分散法による 1 σ）

ポートフォリオ A

$$= \text{Sqrt} \left[(-80/100 \times 62, 100/100 \times 49) \begin{bmatrix} 1 & 0.84 \\ 0.84 & 1 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} -80/100 \times 62 \\ 100/100 \times 49 \end{bmatrix} \right]$$

ポートフォリオ B

$$= \text{Sqrt} \left[(-80/100 \times 62, 100/100 \times 49, -75/100 \times 96) \begin{bmatrix} 1.00 & 0.84 & 0.33 \\ 0.84 & 1.00 & 0.47 \\ 0.33 & 0.47 & 1.00 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} -80/100 \times 62 \\ 100/100 \times 49 \\ -75/100 \times 96 \end{bmatrix} \right]$$

(参考資料) 米国、独国。日本の国債金利の相関

2000年1月から2014年4月までの日次データを使用し、オーバーラップのある6ヶ月の変化を採用して計算したところ、以下のとおりとなり、相関係数は概ね0.7となった。

	10 年金利	5 年金利
米国債と日本国債	0.64	0.66
独国債と日本国債	0.65	0.65
米国債と独国債	0.84	0.76

(5) 銀行内部の銀行勘定の金利リスク手法と比較するための標準的手法に係る情報

(a) キャッシュフローベースアプローチと感応度ベースアプローチ

EVE 変動の計測において標準的手法ではキャッシュフローベースでの計測を想定しているが、トレーディング勘定における規制や自動変動金利オプションは感応度ベースアプローチが許容されている点、現状の銀行の内部管理と規制上の金利リスクの一貫性があるメリットを踏まえれば、感応度ベースアプローチによる計測方法も許容されるべきものと思料する。

(b) 十分な準備期間

本規制案を導入するにあたり、BCBS や監督当局においてはさまざまな金利状況における金融機関への影響を確認する必要があるため、金融機関においては規制の算式が複雑かつ自行でパラメーター推計を行うことによる計測システムの導入や算出や開示態勢の構築等規制準備について相当の時間を要することが見込まれるため、規制導入については、十分な準備期間を設けるべきである。

特に、キャッシュフローベースの計測手法となった場合、銀行の内部管理では感応度ベースのリスク量計測が一般的であり、キャッシュフローベースでのリスク量計測態勢構築には相応の準備が必要であるため、規制導入迄に十分な準備期間を確保いただくか、計測態勢整備完了迄の間、感応度ベースの計測を許容するなどの経過措置を勘案いただきたい。

(6) その他

(a) アウトライヤー基準

銀行のリスクプロファイルの多様性を踏まえると、潜在的なアウトライヤー行の特定は、あくまで第2の柱における監督当局との対話の一つのきっかけにすぎないと考える。また、アウトライヤー比率の分子については、ストレス時にも顧客宛資金供給機能の継続が期待される商業銀行の銀行勘定の金利リスクにつき、継続価値であるNIIの水準をベースに、NIIで捉えきれない将来の含み損益の変動(Δ EVE)を加えることが適切である。

原則8におけるP.51の表15のフォーマットは、アウトライヤー比率を示唆する「 Δ EVE/CET1」「 Δ NII/NII」等の数値入力を求めるようになっているが、アウトライ

ヤー比率の分子は $\Delta\text{EVE}+\text{NII}$ とすべきと考えており、 $(\Delta\text{EVE}+\text{NII})$ / 分母 (総自己資本または Tier1 もしくは CET1) とすることが合理的と考える。

同様に原則 12 におけるアウトライヤー基準の判定に用いる比率についても、アウトライヤーの分子は ΔEVE ではなく、 $\Delta\text{EVE}+\text{NII}$ にすべきである。

(b) キャッシュフローの分類の範囲 (P.13 「2.1 キャッシュフローの分類」)

IRRBB 算定対象とする資産の内、「not deducted from CET1 capital」については、自己資本比率計算上の二重カウントを回避するため、「not deducted from Total Capital」とすべき。

市中協議文書の定義「not deducted from CET1 capital」に従えば、「deducted from AT1 capital」「deducted from T2 capital」は IRRBB の算定対象となる。例えば、ダブルギアリング資産等、バーゼル III のコレスポンディングアプローチにもとづき、AT1 資本と T2 資本から控除される資産については、IRRBB 算定対象となり RWA に計上される一方、自己資本からも控除され二重にカウントする結果となる。

(c) 市中協議文書中の用語の定義の明確化

市中協議文書中の以下の用語について、定義の明確化を希望する。

- ① P.1 第5パラグラフにある「on a consolidated basis (連結ベース)」について、計測において対象となるのは、持株会社の連結ベースか、銀行単体の連結ベースか。
- ② P.32, 33 の式にある $CF_{0,c,rr}$ と $CF_{0,c,rr,rf}$ の定義を明確にしていきたい。
- ③ P.34 以降にある金利リスク量のリスク・アセットへの加算については、オペリスクと同様に 8% で除する扱いとなるのか。
- ④ P.42 原則4にある earnings の前提となる将来のバランスシートに何か制約を設ける予定はあるか。収益計画上のバランスシートを使用することで問題ないか。

以 上